

コスモスだより

コスモス法律事務所

- 住所 〒860-0081 熊本県中央区京町本丁8番28号
- 電話番号 096-351-8585
- FAX 096-351-8595



轟水源 撮影 高木百合香

明けましておめでとうございます。

相続法改正、債権法改正、民事執行法改正と制度の変更が続き、その対応が大変ですが、法律のプロとして市民の皆様の要請に適切にかつ迅速に対応しなければならないと考えています。

気候変動が原因と思われる災害の発生は今後も予測され、市民感覚では決して経済状態が好転しているとは思えませんが、皆様がよりよい1年を過ごされますよう微力ながら貢献できればと思います。

本年もよろしくお願い申し上げます。

2020年正月

コスモス法律事務所弁護士・事務局一同



民法の債権法等の改正について

弁護士 塩田直司

債権法を中心とした民法の改正が2017年5月に成立しました。この改正法は2020年4月1日から施行されることになっています。これまでの判例などで確立した法理を条文化したものも多数ありますが、すべてにわたってご紹介するのは紙面の都合上無理がありますので、いくつかの項目に絞ってご紹介したいと思います。

保証制度について

極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約について、「個人」が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となることになりました。そして、この極度額については書面等により定める必要がでてきました。どのような場合がこれに当たるかといえば、例えばアパートを賃借する際に、その賃料などを家主との間で親族が保証人となる場合、親を介護施設に入居させる際に、その入居費用や施設内での事故による賠償金などを介護施設との間で子どもが保証する場合などが法務省のホームページでは挙げられています。今後は賃貸借契約など締結する場合には、貸す方も借りる方も、保証人の責任の範囲については充分な注意をしておく必要があります。

個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合には、主債務者の事業と関係の深い方々以外は、公証人による保証意思の確認を経なければならないこととされました。事業主である夫の妻とて事業に係わっていなければ、この例外ではありません。この意思確認の手続を経ずに保証契約を締結しても、その契約は無効となります。この公正証書は、保証意思宣言公正証書とよばれるものですが、保証契約締結の日前1か月以内に作成されている必要があります。この改正により、事業に関わりのない人が安易に保証人になることを求められたりすることが少なくなるのではないかと言われています。

消滅時効について

債権の消滅時効はこれまで民事消滅時効は10年、会社などの債権である商事消滅時効は5年とされていましたが、消滅時効は5年とされ、その関係で商事消滅時効の規定が削除されました。また現在の売買代金の2年、請負代金の年などの短期消滅時効の規定も削除されました。

また、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効期間も5年間とされ、これまでの一般的な不法行為の消滅時効期間3年から、5年に伸ばされています。この結果交通事故などで死傷した場合の損害賠償請求権の時効は5年となったのです。しかし、交通事故でも、物損については改正前と同じ3年の消滅時効にかかることには注意すべきです。

法定利率について

これまで民事法定利息の利率は年5%とされていました。これが年3%に変更されました。また商事法定利率は現行商法では、年6%とされているところ、改正民法の法定利率に統一されています。

しかも、法定利率は、法務省令で3年ごとに変更されるのです。固定されていた法定利率が変動制に切り替わるということを意味します。契約に際しては、利率を検討し約定しておく必要性が高まり、債権管理の上でも変動する法定利率を常に意識しておく必要が出てくると思います。

その他の改正点

その他にも契約解除、売買、賃貸借など多くの改正があります。新たな契約をする際には、事前に弁護士に相談の上、契約を結ばれることが重要になるのではないかと思います。



相続のルールが変わります

弁護士 矢澤利典

1. 配偶者居住権の新設について

これまで、亡くなった方の配偶者が居住する不動産を取得するか、預貯金等の流動資産を取得するかの、選択を迫られる場面もみられました。

しかし、2020年4月1日からは、相続不動産の価値について配偶者居住権と居住権の負担のついた所有権に分けました。これによって、柔軟な遺産分割ができるようになり居住権を取得した配偶者にとって預貯金等の流動資産が取得し易くなりました。

2. 預貯金の払い戻し制度の創設について

これまで、預貯金の名義人が亡くなった場合、一旦口座が凍結されるため、被相続人と暮らしていた相続人（配偶者など）の生活費、葬儀費用の支払いに困ってしまうケースがありました。

しかし、2019年7月1日より、預貯金が遺産分割の対象となる場合、各相続人は、遺産分割が終わる前でも、一定の範囲で預貯金の払い戻しを受けることができるようになりました。

3. 自筆証書遺言の方式の緩和について

これまで、自筆証書について、遺言書の全文（本文のみならず財産目録も）を自書する必要があり、自筆証書遺言が無効になりやすい制度となっていました。

しかし、2019年1月13日からは、全文自署の要件が緩和され署名押印を条件として、自筆によらない財産目録をつけることが認められました。これにより体力の低下や病気を抱える高齢者にも遺言書が作成しやすくなりました。

4. 自筆証書遺言の保管制度について

また、2020年7月10日からは、自筆証書遺言を作成した方について、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができるようになります。

そして、遺言者が亡くなった後、相続人や受遺者らは、全国の遺言保管所において、遺言書が保管されているかどうか調べることや、遺言書の写しの交付を求めることができ、また、遺言書を保管している遺言書保

管所で、遺言書を閲覧することができるようになりました。

また、遺言書保管所に保管されている遺言書については、家庭裁判所の検認が不要となります。これにより自ら遺言書を保管することによる焼失・盗難紛失のリスクを避けることができることになります。

5. 遺留分制度の見直しについて

従前は、遺留分減殺請求は現物返還が原則だった為、相続された不動産等が共有状態となり円滑な相続の障害となっていました。

しかし、2019年7月1日からは、遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対して、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができるようになりました。

これにより、遺留分減殺請求権の行使により不動産の共有関係が当然に生じることを回避できるようになりました。

遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合には、裁判所に対し、支払期限の猶予を求めるができるようになりました。

6. 特別の寄与制度について

さらに、2019年7月1日からは、相続人以外の親族でも無償で被相続人の介護等を行った場合には、相続人に対して、金銭の請求をすることができるようになりました。

これにより、介護等の貢献に報いることができ、親族内での実質的な公平が計られることになります。

7. 最後に

今回、相続という、日常生活により身近な問題について、大きな改正があっています。法の施行日を確認の上、改正された制度を十分にご活用いただくことが必要と思います。

手続をされる前には、一度、ご相談頂ければと思います。



民事執行法改正

弁護士 高木百合香

コスモスだよりを手に取っていただきありがとうございます。

せっかくですが、これから穏やかでない話を2つします。心臓の弱い方はお控えください。体調の悪い方は、体調が回復してからお読みいただければ幸いです。

1 連れ去られた子どもの取戻し

(1) 熊本県のあるところに、離婚した元夫に子どもを連れ去られた母がいました。

警察に相談しても全く取り合ってくれない。母は困り果てて、女性弁護士のもとに相談に行きました。弁護士は、子の引渡しを求める裁判を起こし、家庭裁判所の裁判官は母親の主張を認めて、元夫に子どもを返すように命じてくれました。

しかし元夫はあきらめず、高等裁判所に不服申立て（即時抗告）をし、それが却下されたらさらに最高裁判所に不服申立て（特別抗告）をします。

ここまでやる間に、子どもが連れ去られて1年が経過していました。言い換えれば子どもは、母親と離れて1年も会えない状態だったのです。

(2) こうなると子どもは元夫に大いに影響を受けてしまいます。

子どもの心境になれば分かりそうですが、1年も母親に会えなければ、自分を育てくれるのは母ではなく、父だと錯覚します。

父が言葉で脅すこともありますし、言外で（日々の生活の中で）ほのめかすこともあります。子どもは父親の言う（思う）とおりにしなければ、明日の自分がどうなるかも知れない。ご飯が食べられなくなるかもしれないし、家を追い出され居場所を失うかもしれない。学校に行けなくなつてクラスメイトの間でどんなウワサが立つかも分からぬ。そんな自分の存在を搖るがす

漠然とした、でも激しい不安にかられるお子さんは少なくありません。

父から、母に関する有るコト無いコト（「母さんはお前を見捨てた」とか、「ママの元に戻れば二度とパパに会えない」とか「戻ってこれると思うな」とか…）聞かされて不安が募った子どもが、母のもとに戻りたいと思うでしょうか。

(3) 最高裁で子の引渡しが認められた母は、最高裁が認めてくれたんだから父親から「ごめんなさい」と添えられて子どもは戻ってくるはずと信じています。でもそれは性善説。現実はそんなに甘くありません。最高裁で認められなくたって、父親は子どもを返したくないし、子どもも父親から洗脳されて母のもとに帰らないという。ここまで来たら意地のぶつかり合いです。

父が返してくれなければ、裁判所の力を使って強制執行をやるしかありません。

(4) ここまで読んで、「え？父が子どもを連れ去るなんて悪いことをしたんだから、母が自分で取り戻しに行ってもいいじゃないの？」と思う方もいるでしょう。

気持ちは分かりますが、どうか自分で取り戻すのはやめてください。子どもの前で両親の諍いを見せたくありませんし、「自力救済」は法律上禁止されていますから。くれぐれもご注意を。

(5) そこで、ようやく民事執行法の出番です。

実はこれまで、子どもの引渡し方法についての法律はなく、子どもを“モノ”とみて、高級ブランドバッグや壺なんかと同じように取り扱つて強制執行していました。人格ある子どもが“モノ”です。これは見直す必要がありそうです。

またこれまででは、子どもと父親が同じ場所にいるのでなければ強制執行ができないという原則もありました。返したくない父親が一緒にいては、子どもは嫌がる態度を（父のために）見

せるし、父は子が連れて行かれるのを妨害します。

そこで今回の民事執行法改正で、子どもの引渡しについての法律や決まりができました。

改正法では、執行官が子どもの元へ行き、子どもを引き渡すようにすることができます。

但し、執行官に直接の引渡ししてもらうためには、間接強制を前置きしておかなければならないなど、いくつか制約がありますので注意が必要です。

(6) この母親は、間接強制をしても父が「お金さえ払えばいいんだろう」という態度で子どもを返してくれなかつたので、執行官による引渡しに踏み切りました。

父親が近くにいてはうまくいかないだろうと心配して、執行官と話し合い、父親のいない場所で強制執行を実施しました。さいわい、子どもは嫌がることなく執行官と一緒に母のもとへ…1年越しの再会が叶い、母は涙して喜びました。

子の連れ去りは、母にとって身を引き裂かれるような思いでしたが、新たな民事執行法が母の味方になりました。

2 損害賠償は認められたけれど・・・

(1) 熊本市のあるところに、強制わいせつの被害にあつた女性がいました。

損害賠償命令制度を利用して200万円の支払いが命じられましたが、犯人は執行猶予の判決で釈放されているにもかかわらず、誠実に支払いをしません。

被害者は、損害賠償命令が出たんだから犯人からお金が入るはず、信じて疑いませんがそれも性善説。残念ながら、犯人からお金が支払われることはありませんでした。

被害者の代理人をしていて思うのですが、実は、判決や損害賠償命令が出ても、加害者から実際に満額が支払われることは少ないので現状です。

その理由はいろいろありますが、中には資産があるのに隠している人もいます。

(2) そこでここからが、新しい民事執行法の出番です。

・財産開示手続

被害者は、“財産開示手続”という債務者（犯人）が自分の財産を明らかにしなければならない手続きを利用しました。財産開示手続は以前からあった制度ですが、今回の改正で罰則が強化され、以前より実益が見込まれると評価されています。

ただ、犯人は財産開示期日に出頭してきませんでした。

犯人には給料があるはずと見込み、被害者は次なる手に出ました。

・第三者からの情報取得

被害者は、地元の銀行に犯人の預金口座がないか調査することにしました。

また、年金機構に犯人の就業先の調査をしました。

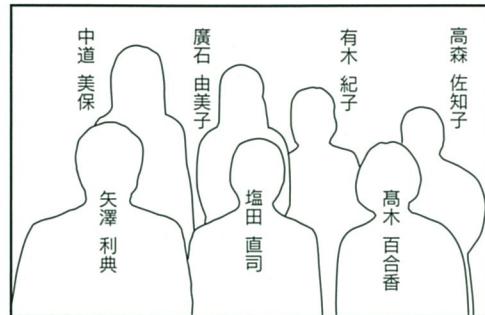
すると、犯人は100万円の定期預金1口を持ち、有罪判決後も就業して毎月40万円も収入を得ていることが分かりました。

この情報をもとに、被害者は強制執行を行い、損害賠償命令で認められた200万円を全額回収することができました。

以上の2つのエピソードは、いずれもフィクションです。というのも、改正された民事執行法はすでに成立はしているものの、施行はされておらず、まだ利用できないのです。

令和2年4月頃から利用できる予定です。新たな民事執行法が、上のような母や被害女性の味方になってくれることを信じ、活用してゆきたいと思います。

本年もどうぞよろしく お願い申し上げます。



● 事務員 有木 紀子 ●

子育ても一段落したので、誰かのお手伝いをしたいなあと思っていたら、社会福祉士という資格があることを知りました。制度や法律等を理解している方が役にたてそう、と軽~い気持ちで資格取得の通信教育を申し込みました。が、入校式で知らせられた課題の厳しさにもうビックリ！この日から毎月のレポート提出、スクーリング、実習と、フルで勉強する羽目になりました。更に卒業したら国家試験対策！落胆と奮起の2年を経て、とりあえず社会福祉士になりました。

● 事務員 高森佐知子 ●

先日、毎試合観戦しているロアッソ熊本ホームゲームにて「C&K（シーアンドケー）」スペシャルミニライブが開催されました。音が鳴り出し彼らが登場すると、ファンは立ち上がり、音楽に合わせ大盛り上がり。私と主人は訳も分からず、座ったままでファンに囲まれ、その雰囲気に圧倒されました。今では、夫婦揃ってC&Kの大ファンです。主人はファンクラブに入り、私はアルバムを流しながら、毎日ノリノリで家事をしています。

● 事務員 中道 美保 ●

先日、鹿本町の一本松公園に石のかざぐるまを見に行つきました。3基のかざぐるまのうち、2基が回っているのは何度か見たことがあったのですが、この日は3基ともくるくる回っていました。それぞれの風向きに対応するために、3基とも違う方向に向けてあり、年に数回しか3基同時に回ることがないので、それを見るとラッキーなことが起きるというジンクスがあるとのこと。楽しみにしています。

● 事務員 廣石由美子 ●

先日、県の土木ツアーパーに参加し、熊本地震で被害を受けた道路や橋の工事を見学しました。なかでも印象に残ったのは阿蘇大橋の工事現場で、日本最大級の規模の架設方法で24時間365日稼動しているそうです。2020年度中には完成を目指しているらしく、完成した橋を渡るのが楽しみです。地震からもうじき4年が経ちますが、着実に復旧に向かっているのだと実感しました。日本の土木、すごいです！

この一年

平成30年度から熊本県調停協会連合会会長の仕事をするようになりました。そこで民事調停が全国的に申立件数の減少を知ることになり、調停制度の広報など広く調停制度を利用してもらおうという努力がされていることを知りました。

私自身民事調停について第1類計から第4類計に分類され、それに応じて担当裁判官と調停員が評議を重ね、調停手続きを進めていることを知りました。判例タイムズ1369号にその記事が載っていることも最近になりました。全く不勉強で汗顏の至りです。

仕事以外では趣味のテニスは相変わらずです。年齢が高くなっていますので、若い人のように一気に上達をすることはできませんが、「正しい努力は裏切らない」、「カメの歩みの如く」の言葉を信じて、ボールを追いかけています。

弁護士 塩田 直司

コスモス法律事務所

- 住所／〒860-0081 熊本中央区京町本丁8番28号
- 電話番号／096-351-8585 ●FAX番号／096-351-8595
- 電話受付時間／月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時（但し、FAXは24時間受付）
- 備考／ご相談の際は、必ず電話での予約をお願いします。
- ホームページ <http://www.cosmos-law.com/>